

○那覇市議会定例会規則

〔 昭和48年 6 月 1 日
規 則 第 1 5 号 〕

改正 平成10年 4 月 1 日 規則第13号

那覇市議会の定例会は、毎年 2 月、 6 月、 9 月及び12月にこれを招集する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年 4 月 1 日規則第13号）

この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

【参照条文】

法第101条第 1 項及び第 2 項（招集）、法第102条第 2 項（定例会の招集）

[改正履歴]

平成10年 4 月 1 日の改正により、従来 3 月に招集されていた定例会が、 2 月に招集されることになった。（平成10年 3 月16日・本会議にて議長報告）